

議題 3

議 案 第 3 9 号

平成27年10月30日提出

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

広島市個人情報保護条例の改正に伴い、保有特定個人情報について本人に代わって開示請求等をしようとする当該本人の委任による代理人に係る必要な書類を定める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

- (1) 保有特定個人情報について本人の委任により当該本人に代わって開示請求等をしようとする代理人であることを証明するために必要な書類は、当該代理人の氏名等が記載され、かつ当該代理人の写真がはり付けられている運転免許証等のほか、当該請求を当該代理人に委任することを証する書面(当該本人の押印があるものに限る。)及び当該本人が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書と定める。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(2)の改正については、平成28年1月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第 号

平成 27 年 月 日

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則（平成 8 年広島市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条第 2 項」を「第 28 条第 3 項」に改める。

第 4 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 当該本人に代わって請求をしようとする者が、未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が定める者である場合にあっては当該本人の戸籍の謄本又は抄本その他委員会が認める書類、当該本人の委任による代理人である場合にあっては当該請求を当該代理人に委任することを証する書面（当該本人の押印があるものに限る。）及び当該本人が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

新旧対照表（広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則）

現 行	改 正
<p>第1条（略）</p> <p>（本人に代わって開示請求等を行う者）</p> <p>第2条 条例第9条第2項（条例第22条第2項及び第28条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（本人確認に必要な書類）</p> <p>第4条 条例第10条第2項（条例第18条第4項、第23条第3項及び第29条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。</p> <p>（1） 条例の規定により開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求をし、又は保有個人情報の開示を受けようとする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載され、かつ、その者の写真がはり付けられている運転免許証、旅券その他委員会が認める書類</p> <p>（2） 前号に規定する者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている国民健康保険被保険者証、国民年金証書その他委員会が認める書類のうちいずれか2種類の書類</p> <p>2 条例第10条第2項に規定する本人に代わって開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求をしようとする者又は本人に代わって保有個人情報の開示を受ける者であることを証明するため</p>	<p>第1条（現行に同じ。）</p> <p>（本人に代わって開示請求等を行う者）</p> <p>第2条 条例第9条第2項（条例第22条第2項及び第28条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）～（3）（現行に同じ。）</p> <p>2（現行に同じ。）</p> <p>第3条（現行に同じ。）</p> <p>（本人確認に必要な書類）</p> <p>第4条（現行に同じ。）</p> <p>2 条例第10条第2項に規定する本人に代わって開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求をしようとする者又は本人に代わって保有個人情報の開示を受ける者であることを証明するため</p>

に必要な書類で実施機関が定めるものは、次に掲げる書類とする。

(1) 当該本人に代わって請求をしようとする者に係る前項各号のいずれかに掲げる書類

(2) 当該本人の戸籍の謄本又は抄本その他委員会が認める書類

第5条～第11条 (略)

に必要な書類で実施機関が定めるものは、次に掲げる書類とする。

(1) 当該本人に代わって請求をしようとする者に係る前項各号のいずれかに掲げる書類

(2) 当該本人に代わって請求をしようとする者が、未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が定める者である場合にあっては当該本人の戸籍の謄本又は抄本その他委員会が認める書類、当該本人の委任による代理人である場合にあっては当該請求を当該代理人に委任することを証する書面（当該本人の押印があるものに限る。）及び当該本人が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

第5条～第11条 (現行に同じ。)